

(第一類 第七号)

第二回國會 衆議院 厚生委員會會議錄 第十五号

(六一九)

昭和二十三年六月二十五日(金曜日) 午前十一時十分開議

出席委員

- 委員長 山崎 岩男君
- 理事 有田 二郎君 理事中嶋 勝一君
- 理事 田中 松月君 理事 山崎 道子君
- 理事 武田 キヨ君 理事 徳田 球一君
- 小笠原八十美君 近藤 鶴代君
- 深津玉一郎君 村上 清治君
- 福田 昌子君 師岡 榮一君
- 小野 孝君 野本 品吉君
- 寺崎 覺君 柳原 亨君

出席政府委員

- 厚生政務次官 喜多橋治郎君
- 厚生事務官 久下 勝次君
- 委員外の出席者
- 文部事務官 米原 稔君
- 厚生事務官 高田 浩運君
- 専門調査員 川井 章知君

六月二十四日

理容師法の一部を改正する法律案 (柳原亨君外十名提出)(第九号)

同月同日 藥事法の一部を改正する請願外一件 (有田二郎君紹介)(第一五八五号) 宇多津町に保育所設置の請願(豊澤 豊雄君紹介)(第一六一四号)

藥事法の一部を改正する請願外九件 (山崎道子君紹介)(第一六一五号) 豊川市所在旧住宅営團の住宅地下に 関する請願(林大伴君紹介)(第一六一六号)

藥事法の一部を改正する請願(三好 竹勇君紹介)(第一六三九号) 國立療養所山陽莊を下松市に移管の

請願(中嶋勝一君紹介)(第一六四五号) 恩給増額に関する請願(唐木田藤五郎君紹介)(第一六五七号) 庶民住宅建設費國庫補助増額の請願(的場金右衛門君紹介)(第一六五八号)

健康保険に強制加入中止に関する請願 (石田一松君紹介)(第一七一六号) 恩給増額に関する請願(受田新吉君紹介)(第一七一七号) 同(松原一彦君紹介)(第一七一八号)

あん摩、はり、きゆう、柔道整復等 營業法の名称改訂並びにその一部を 改正する請願(大島多蔵君紹介)(第 一七四五号) 戦争犠牲者の待遇に関する請願(受 田新吉君紹介)(第一七七三号)

藥事法の一部を改正する請願(有田 二郎君紹介)(第一七八七号) の審査を本委員会に付託された。 本日の會議に付した事件

連合審査會開會に関する件 医師法案(内閣提出)(第一六七号) 保健婦助産婦看護婦法案(内閣提出) (第一七八号) 歯科衛生士法案(内閣提出)(第一六 九号)

歯科医師法案(内閣提出)(第一七〇 号) 医療法案(内閣提出)(第一七三号) 理容師法の一部を改正する法律案 (柳原亨君外十名提出)(第九号)

〔筆記〕

○山崎委員長 たいまより會議を開 きます。まず理容師法の一部を改正す る法律案を議題といたしまして、柳原 委員より提案理由の説明を聴取いたす ことにいたします。

右の議案を提出する。 昭和二十三年六月二十四日 提出者 柳原 亨 福田 昌子 有田 二郎 最上 英子 村井 清治 武田 キヨ 大石 武一 師岡 榮一 野本 品吉 太田 典禮 寺崎 覺

理容師法の一部を改正する法律 案 理容師法(昭和二十二年法律第二 百三十四号)の一部を次のように 改正する。

第二條 学校教育法第四十七條に規 定する者で、厚生大臣の指定した 理容師養成施設において一年以上 修得した後更に一年以上の実地 習練を経た者は、都道府縣知事の 免許を受けて理容師になることが できる。但し、その実地習練は、 養成施設又は美容所において理容 師の免許を受けた者の指導の下に 行われなければならない。

第三條 学校教育法第四十七條に規 定する者で、厚生大臣の指定した 美容師養成施設において一年以上 美容師たるに必要な知識及び技能 を修業した後更に一年以上の實地 習練を経た者は、都道府縣知事の 免許を受けて美容師になることが できる。但し、その実地習練は、 養成施設又は美容所において美容 師の免許を受けた者の指導の下に 行われなければならない。

第四條 厚生大臣が第二條及び第三 條に規定する理容師及び美容師の 養成施設を指定しようとするとき は、理容師養成施設指定委員会に 諮問しなければならない。

前項の理容師養成施設指定委員 会に関する規定は、省令で、これ を定める。 附則 第二十條 この法律は、昭和二十三 年七月一日からこれを施行する。

第二十一條 昭和二十三年一月一日 において現に、都道府縣知事が従 前の命令の規定により認可し又は 指定した理容師の養成施設におい て修業中であつた者は、理容師法 (昭和二十二年法律第二百三十四 号)第二條又は第三條の規定にか かわらず、その養成施設の定める 教育課程を修了したときは、都道 府縣知事の免許を受けて理容師に なることができる。

を修業した後更に一年以上の實地 習練を経た者は、都道府縣知事の 免許を受けて美容師になることが できる。但し、その実地習練は、 養成施設又は美容所において美容 師の免許を受けた者の指導の下に 行われなければならない。

○柳原委員 理容師法の一部を改正す る法律案について、提案理由を御説明 を申し上げます。 現行法によりますと、理容師の資格 を得るためには、学校制度によるもの と、試験制度によるものとの二本建で ありますが、試験制度には種々強制的 訓練と情実を伴うことが多いので、試 験制度を廃止するとともに、理容師に なるには一年の修業期間を終えた者を さらに一年実地習練を要することとし たのであります。また、六・三制の学 校制度が完備されるまでの間、経過的 に試験制度を認めることにしてありま す。これがこの法律案を提出する理由 であります。

次に法律案の概要を御説明申し上げ たいと存じます。 第二條第三項は理容師の資格を得る ための規定であります。 第四條は理容師の養成施設を厚生大 臣が指定する場合、理容師養成施設指 定委員会を設けて、これに諮問するこ とにいたしましたのであります。

第二十条では施行期日を昭和二十三 年七月一日からとしてあります。 第二十一條では現に養成施設に修業 中の者が卒業すれば、無試験で免許を 與えられることを規定し、第二十二條

を修業した後更に一年以上の實地 習練を経た者は、都道府縣知事の 免許を受けて美容師になることが できる。但し、その実地習練は、 養成施設又は美容所において美容 師の免許を受けた者の指導の下に 行われなければならない。

を修業した後更に一年以上の實地 習練を経た者は、都道府縣知事の 免許を受けて美容師になることが できる。但し、その実地習練は、 養成施設又は美容所において美容 師の免許を受けた者の指導の下に 行われなければならない。

を修業した後更に一年以上の實地 習練を経た者は、都道府縣知事の 免許を受けて美容師になることが できる。但し、その実地習練は、 養成施設又は美容所において美容 師の免許を受けた者の指導の下に 行われなければならない。

では現に理容所において理容の補助的業務に従事していた者等に対して、現行の試験制度によつて資格を與えようとするものであります。

○山崎委員長 理容師法の一部を改正する法律案の審査に入ります。

○田中(松)委員 本案は、現行法の不備のために救われぬものを救おうという趣旨だと思ひますので、趣旨には賛成いたします。第四條についてであります。本條中の委員会というものは、性格から言ひましても法規財政の問題もございまして、委員会ではなく、協議会とした方がよいのではありませんか。

○山崎(道)委員 昭和二十五年六月一日までに二年間ございしますが、それまで学校一本にいたすのは危険であると思ひます。二年間で養成施設が完備するのむずかしいしまた一般家庭の経済の面も考えまして、二年間で学校一本にしてしまふよりも、少くとも五年間は二本建にいたしたいと思ひます。いかががございしますか。

○山崎(道)委員 御趣旨の通り五年間延長してよろしいと思ひます。

○山崎委員長 この質疑は後刻続けることにいたしまして、日程はいりまして、医師法案、保健婦助産婦看護婦法案、歯科衛生士法案、歯科医師法案及び医療法案を議題といたしまして、引続き審査に入ります。

○山崎(道)委員 先ず第一に看護婦の労働については、労働基準法の特例があるのですが、これを口実として酷使する所があるのでございしますが、これに対してどういふ処置をとられて居りますか。

○山崎(道)委員 第二の点は看護婦の宿舎が非常に粗末なのですが、これの監督はどうなつて居りますか。

○江口政府委員 第一の看護婦の労働につきましても、この監督は就業時

○田中(松)委員 法案は政府当局や

間は一時間延ばしてあるのであります。が、それを超える労働をさせるものがまゝありますので、できるだけそのよくなことのないよう嚴重に取締つておられます。看護婦が婦人労働者の中で條件が悪いので、寄宿舎等についても十分監督するつもりであります。

○山崎(道)委員 私は規則に拘泥するものではないと思ひます。規則一点張りでもよろしいと思ひますが、その場合も十分に慰安と休息を與えるように取計らつていただきたいと言ふのです。

次に衛生管理者と保健婦との関係は、いかががせうか。保健婦の仕事は衛生管理者とあまり変らぬと思ひます。女專の保健科を出た者にはその資格が與えられて、保健婦に與えられないのはどういふわけがせうか。文部省では養成施設をつくるというし、労働省ではまた別につくるというのは非常に認識を欠くものであると思ひます。なぜこんな方針になつて居るのであるか。

○江口政府委員 保健婦の資格を向上させることには関心をもちております。衛生管理者も相当高い資格を要します。中等学校卒業以上で保健衛生の仕事をしてきた者を認め、その他の学歴のない者については科目を免除することにいたしました。その中で特別に試験の多い者につきましては特別の扱いをしなければならぬと思つております。今でも都道府縣、局長の認められたものにつきましては、特別に扱えることになつております。

○山崎(道)委員 今まで保健婦を雇つた場合と、女專の保健科の卒業生を雇つた場合と、実績はいかががございしますか。

○江口政府委員 専門学校を出ただけでは保健婦の實力がないのではないかと、御意見だと存じますが、大体専門学校出の人でしたら、技術のみの人と、少くともその点では同様の仕事ができると思ひます。

○山崎(道)委員 理屈は抜きにいたしまして、保健婦の資格あるものは二本建にしませんで、保健婦の一本建でできるよりにしていただきたい。

次に養護教諭について保健婦との関係をお伺いしたいと存じます。養護訓導を養護教諭、看護婦を看護助手とされて特別教育をされるというお話を聞いたのですが、これにつきまして、セクシヨナリズムを捨てていただきたいのです。保健婦は大学教育を受けるのであります。科外科目を百五十時間もつて居るので、この中で養護教育はできると思ひます。養護教諭は保健婦の中からしていただきたいのであります。

○米原説明員 御趣旨には同感であります。將來大学の者がなるようになりまして、なるべくそうしたいと思ひます。

○山崎(道)委員 ぜひそのように一本にしていただきたいから、とくとお願ひいたします。

○有田委員 私に医師法、歯科医師法についてお尋ねします。両法案の十二月末日現在までの届出について薬事法と同様にしたいと思ひますが、いかががせうか。

○高田説明員 これは実体把握のための重要な規定ですので、やはり罰則は必要だと思ひます。但し、現実に処罰

○有田委員 薬事法では登録の効力が失われることになるので罰金を課してもよいと思ひます。薬劑師も、医師も、歯科医師も一つの資格であつて、効力を失わしめるだけで十分重い刑罰に値すると思ひます。この委員会が薬事法と同じく一律にされたらどうか。

○高田説明員 薬事法とこれとは根本の考え方が違ひます。これでは免許に關する効力は、第六條の一項と二項の規定で事が足りまして、三項は免許に關する効力のことでありまして、薬事法と違ひまして免許の効力は変更されないので罰則が必要だと考へるのであります。

○有田委員 どちらも政府提出の法案であつて、薬事法の修正は政府の意見によるものであるから、表現している意味は違ひないと思ひます。我々の修正は最初医師法と同じようにしたのであるが、こうなつたのであるから、政府の意見に變りはないと思ひますが、どうがせうか。

○久下政府委員 薬事法の場合には一つの意見を述べただけであります。できれば同一の表現をとりたいたいでございしますが、いろいろ事情がありまして、そうするのが困難なのです。が、御趣旨は私も同じでございします。

○有田委員 この委員会と同じように修正したら、政府はどうしますか。

○久下政府委員 理論的には薬事法案の表現よりも、医師法案の表現の方がよいと思ひますので、この修正をすぐ結構だとは言へません。

○有田委員 法律が同じようになると

と、罰金が不当であること等について言うのでありまして、さらに各派の委員と相談したいと存じます。

次に現在日本人の平均年齢は男が四十五で女が五十五でありまして、列國に比べて、医学の進歩にもかかわらず、短命でありますのは、医師法等に欠陥があるのではないかと、政府が、政府のお考えを承りたいと思ひます。

○久下政府委員 日本は壽命の低いことはひとりで医療制度のみの問題ではなく、いろいろの理由がありまして、予防衛生が十分でないことも考えられます。これら種々の理由によるものでありますので、各方面の努力が総合されなければならぬと考へておられます。

○有田委員 医学、薬学は決して劣つていないのに、実際に現われていないのは、やはり医療制度に一番大きい責任があるのだと思ふ。検査について、特別に検査医といふものを設けて死因を究明してゆき、死亡の時は、この医師が検査書を出すという制度によつて治療、予防、医学が進歩するのだと思ふ。診察した人が責任も明らかでないのに、死亡診断書を出すというために産院等も行われることになるのである。自分で誤診して自分で診断書を出すという制度は好ましくないと思ひますが、政府のお考えはどうですか。

○久下政府委員 お話のように、またそれ以上にしたいと思ひまして、総合病院の中には解剖室を置いておられます。第二十条但し書は現段階では経済的にもやむを得ないものと考へておられます。

○有田委員 政府はいつでも無医村とか薬利師のいない所を例にとるが、そ

れは特例とすればよいのであつて、医薬分業の問題についても、医療制度の欠陥を示すものだと思います。東京等では医師も多いので、これらの人々から一部を官吏として、死亡した場合に調査をさせることが必要だと考へておられます。病院に解剖室を設けても、入院死亡の一部の者だけでは趣旨に副はないと思ひます。検査医を設置して、死亡について真因を究明することは絶対に必要であります。われ／＼素人としても死んだ場合に、今までの医師が診断書を出すのは安当ではありませんが、それにまた就職難の解決にもなるので、先般起つた産院事件のごときも、こういう欠陥から来ていると思ふが、政府の所感を伺ひたい。

○久下政府委員 私の言ひ方が不徹底だつたのだと思ひます。検査しないでお出しはならないといふのが現在においても原則でありまして、二十四時間以内に診察したときは、その判断は大體間違いないとしましたのがその但し書であります。理想といたしましては死亡したときは必ず医師に見せることが必要だと思ひますが、今のところちよつと困難であります。なお大都市には検査医を置いて死因不明死体の死因究明に當つて居ります。將來この制度を拡大したいと考へて居ります。

○有田委員 今の検査医は警察医のようなものであらうが、私の言ひるのは、もうでなくさらに進んだ研究的のもので、これを多数制定して、死んだら必ずこれにかけることが必要であると思ひます。犯罪の面だけでなく、医学的な点で検査してほしいといふのでありまして、第二十二條でもむしろ処方箋は義務發行にすべきであると思ひます。

○久下政府委員 検査医は決して警察医でなく、特に疾病、解剖等を専攻した専門医をおいておられます。御趣旨の通り、さらに廣くしたいと考へておられます。

次に第二十二條の強制發行の問題は大きな問題で、医道審議会でも多くの論議がなされたのでありまして、従来と表現方式も變つて居りまして、この点でも医師に対しても大きな変化が現われると思ひます。患者が求めることによつて出す方がむしろ適當であると思ふが、こういう風になることによつて御趣旨に近づけることと思ふ。

○有田委員 検査医についてはさらに一歩進めて医学に貢献するようにしてもらいたいと思ひます。第二十二條については医療費の高いことの二因にもなつて居るので、金のない人はどこでももらへるようにならなければならぬ。義務とすべきだと思ひます。三千七百円ベースにおきましては医療費はなかなか出せない現状であります。義務發行にすれば診療だけ受けて、処方箋を書いてもらつて帰れるのであります。現在のように必ず医師が薬を出すのでは、医療費があまり高くつくと、医療を受けられなくなつてしまふ。暇な医師もあるようでありまして、もつと気軽に医療を受けられるようにすれば、もつと医者にかかる者も殖えるのであつて、そういうのが望ましい。こんなことも平均年齢の低いことに影響しているのだと考へられま

す。現在の町医者といへば、往々にして金持だけのものとなつてしまつてい

ると思ふのであります。

○久下政府委員 第一に医療費が高くて一般國民が困つて居ることは必ずしも否定いたしません。不当にそれが高いかどうかは不明でございます。現在実地調査をして居りますので、近く大體の結論が出ると思ひます。一方では高いと言われ、一方では医師の側では高くないといふので、現在の調査をして居るのであります。現在國民の生活が苦しいことは事實でありますので、社会保険等を強化いたしますとともに、さらに社会保険制度等も考へまして、根本的に考へていきたいと存じておられます。次に処方箋の問題ですが、それを無料で出すようによつておつしやいませますが、診断いたしましても投薬しない場合もございまして、あらかじめ診察料に加えることも適當ではありませぬので、やはり処方箋料は別に取るのが適當であると思ひます。また強制發行にいたしますと、患者がそこでもらいたくない時までも、むだに出す必要はないと存じますし、求めあるときだけでよいと思ひます。

○有田委員 そういふ考へが國民を短命に陥れるのであつて、義務發行によつて医療が明白になると思ふ。困つておる家庭では診察によつてまず自分の方針を決めるのでありますから、処方箋料は当然診察料の中に含むべきであります。医師の所で診察をするときも内容が明らかになることによつて、合理化されると思ひます。

○久下政府委員 処方箋料は紙代だけではありません。薬が要らないといふのは処方箋料の意味をなさないのであ

ります。処方箋料というのは一つの技術料を含むのでありまして、これを診察料に含みますことは不当と考へるものであります。

○有田委員 とにかく経済的に困窮している國民大衆が医療に困らないように十分考へていただきたいのであります。

○山崎委員長 この質疑を明日継続いたしますことにいたしました。今日は一應質疑を終了いたしました。と存じます。

○山崎委員長 次にこの際お諮りいたします。本委員会に付託されております船員保険法の一部を改正する法律案につきまして、水産委員会より連合審査会をいたしたいと申込んで来ておりますので、本委員会でもその点につきまして議決をいたしたいと存じます。

船員保険法の一部を改正する法律案にやきまして水産委員会と連合審査会を開きますことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 御異議がなければ本件は決定いたしました。

なお、開会の日時日程は後日御通知いたします。

それから賣春等取締法案につきましては、治安及び地方制度委員会に連合審査会を開くように申込みたいと存じておられます。

本日はこれをもつて散会致します。次会は明日午後一時より開会致します。

午後零時二十七分散会

昭和二十三年十一月六日印刷

昭和二十三年十一月八日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局